

平成30年度答申第4号

平成31年2月12日

印西市長 板倉正直 様

印西市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 伊 藤 義 文

印西市個人情報保護条例及び印西市情報公開条例の一部改正について
(答申)

平成30年12月18日付け印西情第1175号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

印西市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）及び印西市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）の一部改正については、適当であると認められる。

ただし、個人情報保護条例第8条第2項の改正においては、同項第2号と同条第3項との関係を簡潔に規定する内容となるよう文言の検討を求めるとともに、災害時や犯罪等の人為的危険を避ける時などにおいて、時間的余裕のない場合には、要配慮個人情報を収集することができるようにするための規定を整備することを併せて求める。

第2 審査会の判断理由

1 個人情報保護条例の改正内容について

(1) 個人情報の定義の明確化について

平成29年5月30日から施行された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する個人情報の保護

に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）の改正法では、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が含まれる情報が個人情報に該当することが明確にされた。

個人情報の定義の明確化を図ることにより、実施機関における個人情報を取り扱う事務の円滑な遂行に資するほか、個人情報の本人である市民等にとっても分かりやすいものになることから、個人情報保護条例においても、改正法に倣い個人情報の定義を改正することは、適当である。

(2) 要配慮個人情報の取扱いについて

改正法では、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を要配慮個人情報と定義するとともに、改正後の行個法においては、要配慮個人情報を保有している場合はその旨を個人情報ファイル簿に記載することとされた。

実施機関が保有する個人情報に関しても、要配慮個人情報とされる情報については、その取扱いに特に配慮を要する必要性は変わらないことから、個人情報保護条例においても、改正法に倣い要配慮個人情報の定義を設けることは、適当である。

また、実施機関による要配慮個人情報の利用実態を本人がよりの確に認識できるようにすることが望ましいことから、個人情報保護条例において届出を義務付けている個人情報取扱事務届出書に取り扱っている要配慮個人情報を記載することとするのは、適当である。

(3) 要配慮個人情報と個人情報保護条例第8条第2項の収集制限との関係について

個人情報保護条例第8条第2項本文では、「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報」を個人の権利利益を侵害する危険性が高い個人情報であるとして、実施機関に対し、原則収集を禁止している。

そこで改正法が、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を要配慮個人情報と定義し、他の個人情報より手厚い配慮のもと取り扱うこととした趣旨を踏まえると、要配慮個人情報を収集制限の対象とすることは必要であり、また、収集制限の規定においては、その対象となる個人情報の範囲が明確に規定されていなければならないことから、要配慮個人情報と収集制限の対象となる個人情報を一致させたいうで、収集

制限を維持することは、適当である。

一方で実施機関は、災害や犯罪等の人為的危険などから人の生命、財産等を保護するために、緊急に要配慮個人情報収集をしなければ、その目的を達成することができない場合も考えられることから、このような場合を収集制限の例外事由とするための規定を設けることが適当である。

(4) 個人情報保護条例第8条第2項第2号における同条第3項本文との関連性の整理について

個人情報保護条例第8条第2項第2号は、上記(3)の収集制限に対する例外事由として、「本人の同意があるとき」を定めており、一方の個人情報保護条例第8条第3項本文は、個人情報を収集する場合の原則として、本人から収集することを定めている。

個人情報を本人から収集する場合、一般には当該本人の同意のもとに個人情報が収集されていることになるものと考えられるところ、要配慮個人情報の収集制限の例外となる個人情報保護条例第8条第2項第2号がどのような場合に適用されることとなるのかを整理する必要があり、同項について規定の整備を行うことが適当である。

(5) 非識別加工情報の仕組みの導入について

個人の行動、状態等に関する情報に代表されるパーソナルデータの利活用を推進し、民間事業者における新たな産業の創出等を目的として、行個法においては非識別加工情報の仕組みが導入された。

非識別加工情報の仕組みの導入は、官民を通じたパーソナルデータの利活用の観点からは重要であるが、個人情報の保護という点においては個人情報保護制度の根幹にかかわるものであるともいえ、また、国において非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みについて立法措置による解決の可能性についても検討されていることから、その検討結果、国の活用事例、他の自治体の導入状況等を踏まえた対応を図る必要がある。

2 情報公開条例の改正内容について

個人情報保護条例において個人情報の定義を明確化することに伴い、情報公開条例における不開示条項である「個人に関する情報」の規定についても、個人情報保護条例の改正と併せて規定の整備を行うことは、適当である。

第3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。